

第5回 公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議 議事概要

日 時：平成31年3月11日（月）10：00～10：30

場 所：官邸2階小ホール

出席者：

議 長

厚生労働大臣 根本 匠

議長代理

内閣官房副長官（事務） 杉田 和博

副議長

内閣官房副長官補（内政担当） 古谷 一之

厚生労働事務次官 鈴木 俊彦

構成員

内閣総務官 原 邦彰

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 長屋 聡

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 植田 浩

内閣法制局総務主幹 平川 薫

内閣府大臣官房長 井野 靖久

内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 小野田 壮（代理出席 大臣

官房審議官（共生社会政策担当） 福田 正信）

宮内庁長官官房審議官 野村 善史

公正取引委員会事務総局官房総括審議官 粕淵 功

警察庁長官官房長 中村 格

個人情報保護委員会事務局次長 福浦 裕介

金融庁総合政策局総括審議官 中島 淳一（代理出席 総合政策局秘
書課長 石田 晋也）

消費者庁次長 井内 正敏

復興庁統括官 末宗 徹郎

総務省大臣官房長 武田 博之

総務省自治行政局公務員部長 大村 慎一

法務省大臣官房長 川原 隆司（代理出席 大臣官房秘書課政策立案
総括審議官 西山 卓爾）

外務省大臣官房長 下川 眞樹太（代理出席 大臣官房人事課長 有
馬 裕）

財務省大臣官房長 矢野 康治

文部科学省大臣官房長 生川 浩史
厚生労働省大臣官房長 定塚 由美子
厚生労働省職業安定局長 土屋 喜久
農林水産省大臣官房長 水田 正和
経済産業省大臣官房長 糟谷 敏秀（代理出席 大臣官房総括審議官
田中 茂明）
国土交通省大臣官房長 藤井 直樹
環境省大臣官房長 鎌形 浩史
防衛省大臣官房長 武田 博史
オブザーバー
人事院事務総局総括審議官 松尾 恵美子
人事院事務総局人材局長 鈴木 英司
会計検査院事務総局次長 宮内 和洋

概 要

（厚生労働省 土屋職業安定局長）

これより、公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議を開催いたします。

本日進行を務めます厚生労働省職業安定局長の土屋でございます。よろしくお願いたします。

本日のご出席の方々は、お手元の座席表のとおりでございますので、ご紹介は省略させていただきます。

それでは、議事に入ります。1つ目の議事は「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について（案）」でございますが、その前に国会提出準備中の「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」の状況について厚生労働省からご報告申し上げます。

提出準備中の法律案の概要は、各省協議でもお示しをさせていただいているとおりでございまして、その概要は資料1のとおりでございます。今後の障害者雇用の在り方につきましては、昨年来、障害者代表の委員にも参画いただいている労働政策審議会障害者雇用分科会におきましてご議論いただき、その中で、一般の公的部門における事態を受けた対応についてもご議論いただいております。2月には法律案の要綱につきまして答申をいただいているところでございます。

また、与党におきましても、昨年夏以来、ご議論をいただいております。

自民党では、障害児者問題調査会・厚生労働部会合同会議にて、先週6日に法

案審査が行われまして、同日とりまとめられた「障害者の雇用の着実な推進等を求める決議」に沿った対応を政府が行うことを前提に、法律案について了承がなされているところでございます。

公明党におきましても、行政機関等における障がい者雇用対策本部・厚生労働部会合同会議におきまして、1月25日に「行政機関等における障がい者雇用に係る第2次提言」をいただいております。先週7日に同会議で法案審査が行われましたが、今後の政府の対応を確認する旨から、継続審議となっているところでございます。

公的部門における取組といたしましては、昨年10月に関係閣僚会議で決定されました基本方針に基づきまして、政府一体となって、今般の事態の再発防止及び障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進してまいりました。

一方で、厚生労働省の関係審議会、国会、与党におけるご議論などの中で様々なご意見をいただいているところでございまして、先ほどご説明したとおり、自民党からは決議を、公明党からは提言をいただいているところでございます。

このような状況を踏まえ、今般提出予定の法律案と併せて、障害者雇用を推進するために必要となる事項について、なお一層の取組を進めることが重要であることから、法律案の国会提出に際し、政府としての対応をとりまとめたいと考えておりまして、本日、その案を資料2でお示しさせていただいているところでございます。資料2をご覧ください。説明につきましては、大変恐縮ではございますが、内容をご確認いただく趣旨も含めまして、文案を読み上げさせていただき、説明に代えさせていただきたいと存じます。項目の1のところからご確認いただければと思います。

1. 障害者の採用・定着支援等について。(1) 各府省等は、障害者の採用に当たっては、個々の障害者の特性と希望を十分把握し、それを踏まえて採用段階及び採用後において具体的にどのような合理的な配慮を行うことができるかを検討することが重要であることを認識し、採用を行う。

そのためにも、各府省等において国家公務員における合理的配慮に係る指針について、関係職員の理解を深めるための取組を積極的に行う。(2) 個々の応募者の能力と適性の把握に当たっては、現在雇用されているかどうかに関わらず、的確に把握するとともに、人事院の統一選考試験に限ることなく、それぞれの障害特性も考慮した各府省等の個別選考や非常勤職員の採用を行う中で、知的障害者・精神障害者・重度障害者についても積極的な採用に努める。(3) 非常勤職員として勤務した後、選考を経て常勤職員となることを可能とするステップアップの枠組みや、本人の希望に応じ常勤職員としての採用前に非常勤職員として勤務できるプレ雇用について、各府省等において積極的に活用するとともに、

職場実習の機会を確保する等、きめ細かいマッチングを行い、障害特性に応じた採用を丁寧に進める。(4) 各府省等は、速やかに法定雇用率を満たすことを目指すだけでなく、障害者がその能力を発揮して活躍でき、その特性や状況に応じて、長期かつ安定的に勤務できるようにすることが重要であることを認識し、そのための支援体制や職場環境の整備に積極的に取り組む。その際、早出遅出勤務やフレックスタイム制などを活用した勤務時間の弾力的な設定や、テレワーク勤務の活用ができる環境整備などを進める。(5) 障害者の職場定着を支援するため、就労支援機関との連携を推進するとともに、改正法案において選任が義務付けられる障害者職業生活相談員を適切に配置すること等により相談体制を整備する。(6) 各府省等による障害者の採用が、民間企業における障害者雇用を妨げることがないように配慮し、労働政策審議会等も活用しながら、実態の把握に努める。(7) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る。

2. 対象障害者の不適切計上に対する是正のための勧告について。改正法案において対象障害者の確認方法の明確化とその適正な実施に関する勧告などの規定を整備することとしていることを踏まえ、今般の事案のような不適切計上の防止に万全を期すべく、その適切な運用に努める。

3. 各府省等の障害者雇用に係る責任体制の明確化について。(1) 改正法案において公務部門に設置が義務付けられる障害者雇用推進者には、各府省等の官房長等を選任することとし、障害者活躍推進計画作成指針にその旨を明記する。(2) その上で、各府省等に対し、人事評価の一環として、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等の障害者の雇用促進を担当する職員の人事評価に当たっては、その業務内容に応じて、障害者採用計画及び障害者活躍推進計画の実施、障害者からの相談への対応等の取組が適切に考慮されるものであることを周知する。

4. 各府省等の法定雇用率未達成の場合の予算面での対応について。(1) 各府省等は、法定雇用率の達成を前提に障害者雇用の促進のために措置された予算について、当該目的以外に使用することは厳に控えることとする。更に、法定雇用率が未達成の場合には、その未達相当額を適切に活用することにより、各年度の予算編成において、必要な障害者雇用の促進策の充実を図ることとする。(2) 民間において法定雇用率が未達成の場合に納付金を納める障害者雇用納付金制度が設けられていることや、法令の執行機関たる国の行政機関においては、長年にわたり継続していた法定雇用率が達成されない状態を是正する重い責任があることも踏まえ、障害者採用計画が未達成の場合には、その状況に応じて、各府

省等の翌年度の庁費の算定上減額する仕組みを導入することにより、各府省等の障害者採用計画の達成を促すこととする。具体的には、民間における障害者雇用納付金制度（不足する障害者数1人につき年60万円）を踏まえ、法定雇用者数に不足する障害者数1人につき60万円を、翌年度の庁費の算定上減額する。

(3) なお、4.(1)及び(2)の対応に当たり、法定雇用率の未達成の状況については、現在の採用計画期間（平成31年末まで）経過後、各府省等から厚生労働省へ通報する毎年6月1日現在の雇用状況に基づき判断する。

なお、上記4.については、国の行政機関は、率先して障害者の雇用を進める立場にありながら、法定雇用率が達成されない状態が長年にわたって継続していたこと等を踏まえ、特段の措置として講じるものであることから、改正法案の見直しの検討に併せ、その施行後3年を目途に、その実施状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があるときは、その結果に基づき所要の見直しを行うものとする。

また、上記の取組について、国会、裁判所、会計検査院及び人事院にも同様の取組を行うよう要請する。

私からの説明は以上でございます。ただいまの説明の内容につきまして、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それでは、ご意見等ないようでございますので、ただいまご説明申し上げました「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について(案)」の取扱いにつきましては、議長である厚生労働大臣にご一任とさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それではその方向で進めたいと存じます。それでは2つ目の議題「その他」として「国家公務員障害者選考試験の採用面接について」、人事院よりご発言があります。

(人事院 松尾総括審議官)

人事院でございます。各府省におかれましては、2月27日以降、障害者選考試験の第2次選考であります採用面接を実施されていることと存じます。この採用面接に当たりましては、人事院として受験者の申込状況等を見極めながら、

それに応じた様々な対応のお願いをしまして、各府省の現場でも丁寧なご対応をいただいておりますことにまず御礼申し上げます。

人事院から2つお願いがございまして、まず、1点目でございますが、第2次選考は3月13日までとなっておりますので、まだ内定者数が採用予定数に達していない府省におかれましては、受験者に採用面接の案内を行うなど引き続き積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、採用予定数に達した府省におかれましても、今一度、追加内定の可能性を検討した上で、採用面接の再受付などを検討していただければと存じます。

2点目のお願いですが、各府省におかれましては、障害者採用計画の達成に向けて、今回の障害者選考試験を経る方法のほかにも、個別選考、あるいは非常勤採用等の方法を活用しての採用に取り組まれていると承知しております。障害を有する方の中には、例えば、知的障害で障害者選考試験に馴染みにくい障害特性をお持ちの方もいらっしゃることも考えられます。そのような障害を有する方にも、幅広く国の機関における就労機会が確保されるよう、こうした個別選考、非常勤採用等にも引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

人事院といたしましても、各府省の障害者採用計画の達成に向け、必要な取組を行ってまいりますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

ただいまの説明の内容について、ご意見やご質問はございますか。

(質問等なし)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

よろしゅうございますか。

それでは、最後にプレスを入場させます。

(報道関係者入室)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それでは、議長である厚生労働大臣からご発言をいただきます。

(根本厚生労働大臣)

昨今、国の行政機関の多くで障害者雇用率について不適切計上が行われ、法定雇用率を満たしていなかったことが明らかになりました。政府として、今般の事

態について、改めて深く反省したいと思います。

それら反省に立ち、再発防止はもとより、法定雇用率の速やかな達成、障害者の活躍の場の拡大に向けて、昨年決定された基本方針に基づいて、これまで取組を進めてきました。

今国会への提出に向けて準備中の「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」も、基本方針にあるチェック機能の強化を踏まえ、また、障害者雇用の取組を一層進める内容となっています。

この法律案は、現在、与党においてご審査いただいているところですが、公務部門において障害者雇用を推進するため、法案の提出と併せて取組が必要な事項についてご意見をいただいているところです。

本日は、それらに対する政府としての対応をまとめ、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針に基づく対策の更なる充実・強化について（案）」としてお示しさせていただきました。

本日とりまとめた案については、議長である私から関係閣僚会議に報告することといたします。

障害のある方が希望や能力に応じて、活躍できる社会の実現に向けて、障害者雇用促進法を所管する大臣として、引き続き、各府省の取組に対して最大限の協力をしてまいります。

各府省におかれましても、最大限のご尽力をよろしくお願いいたします。

また、現在、各府省において、障害者選考試験の採用面接を実施されているところと思いますが、内定者数が採用予定数に達していない府省にあっては、受験者に案内を行う等、積極的に取り組んでいただくとともに、採用予定数に達した府省にあっては、今一度、追加内定の可能性も検討の上、面接の再受付を行っていただくなど、最大限の配慮をお願いいたします。

（厚生労働省 土屋職業安定局長）

ありがとうございました。プレスの皆様には、ここでご退出いただくこととさせていただきます。

（報道関係者退出）

（厚生労働省 土屋職業安定局長）

それでは、これをもちまして、第5回の関係府省連絡会議を閉会させていただきます。本日はご多用のところ誠にありがとうございました。